

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等の新旧対照表（2月28日先行公表分）

資料名：入札説明書

頁 (旧)	旧 (令和7年1月14日公表)	新
8	3.1.2.(2) 入札参加者の参加資格要件（業務別） a 設計企業 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていること。	3.1.2.(2) 入札参加者の参加資格要件（業務別） a 設計企業 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていること。 <u>ただし、専ら造成等の土木工事に係る設計を担当する者は、(a)の要件を満たせば足るものとする。</u>
9	3.1.2.(2) 入札参加者の参加資格要件（業務別） c 工事監理企業 工事監理企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていること。	3.1.2.(2) 入札参加者の参加資格要件（業務別） c 工事監理企業 工事監理企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていること。 <u>ただし、専ら造成等の土木工事に係る工事監理を担当する者は、(a)の要件を満たせば足るものとする。</u>
12	4.2. 民間事業者の募集及び選定のスケジュール表中 1月14日（火）～2月3日（月） 入札説明書等に関する質問受付 3月25日（火） 入札説明書等に関する質問に対する回答及び公表（中略） 【該当項目なし】	4.2. 民間事業者の募集及び選定のスケジュール表中 1月14日（火）～2月3日（月） 入札説明書等に関する質問受付 <u>（第1回）</u> 3月25日（火） 入札説明書等に関する質問に対する回答及び公表 <u>（第1回）</u> （中略） <u>4月14日（月）～4月28日（月）</u> <u>入札説明書等に関する質問受付（第2回）</u> <u>5月30日（金）</u> <u>入札説明書等に関する質問に対する回答及び公表（第2回）</u>
12	4.3.2.(1) 質問の受付 受付期間 令和7年1月14日（火）から令和7年2月3日（月）17時00分まで（必着） （中略） 提出先 「10.4. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照	4.3.2.(1) 質問の受付 <u>a 質問（第1回）</u> 受付期間 令和7年1月14日（火）から令和7年2月3日（月）17時00分まで（必着） （中略） 提出先 「 <u>10.5. 関連情報を入手するための照会窓口等</u> 」を参照
12	4.3.2.(1) 質問の受付 【該当項目なし】	4.3.2.(1) 質問の受付 <u>b 質問（第2回）</u> <u>原則として第1回の質問に対する回答に関連する内容に限り受け付けるものとする。</u> <u>受付期間</u> <u>令和7年4月14日（月）から令和7年4月28日（月）17時00分まで（必着）</u> <u>提出方法</u> <u>質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「様式2-1～2-7：入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記入の上、電子メールで提出する（文書形式はMicrosoft-Excelとし、件名に【野庭I街区質問（第2回）】（事業者名）と表記する。）。</u> <u>なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該電子メールの着信確認を行う。</u> <u>提出先</u> <u>「10.5. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照</u>

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等の新旧対照表（2月28日先行公表分）

13	4.3.2.(2) 質問に対する回答 質問に対する回答は、市ホームページで一括して公表する。 (中略) 回答 令和7年3月25日公表予定 (中略) 【該当項目なし】	4.3.2.(2) 質問に対する回答 質問に対する回答は、市ホームページで公表する。 (中略) a 質問（第1回）への回答 回答 令和7年3月25日公表予定 (中略) b 質問（第2回）への回答 回答 令和7年5月30日公表予定 ホームページアドレス (URL) https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/saiseibi/nobai.html
13	4.3.3. 現地見学会の開催 表中 申込先 「10.4. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照	4.3.3. 現地見学会の開催 表中 申込先 「10.5. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照
14	4.3.4. 資格審査書類の受付及び審査 表中 送付先 「10.4. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照	4.3.4. 資格審査書類の受付及び審査 表中 送付先 「10.5. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照
14	4.3.4. 資格審査書類の受付及び審査 表中 提出方法 ① 郵送により提出することとし、提出期間内に、送付先に必着するように必ず「書留郵便」にて郵送、又は送付先に持参すること。 ② 二重封筒とし、入札参加資格確認申請書を中封筒に入れ封印のうえ、当該中封筒の封皮には、代表企業の名称又は商号及び本事業名を朱書きし、外封筒の封皮には「●月●日提出、入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。	4.3.4. 資格審査書類の受付及び審査 表中 提出方法 ① 持参又は郵送により提出すること。 ② 郵送により提出する場合は、提出期限までに、送付先に必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。
14	4.3.6. 入札参加資格確認結果の理由説明の申立て 表中 送付先 「10.4. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照	4.3.6. 入札参加資格確認結果の理由説明の申立て 表中 送付先 「10.5. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照
14	4.3.7. 入札提出書類の提出 表中 送付先 「10.4. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照	4.3.7. 入札提出書類の提出 表中 送付先 「10.5. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照
17	4.3.12. 入札の辞退 表中 送付先 「10.4. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照	4.3.12. 入札の辞退 表中 送付先 「10.5. 関連情報を入手するための照会窓口等」を参照

資料名：要求水準書（案）【市営住宅整備等業務編】 別紙2 施設設計要領

頁 (旧)	旧 (令和7年1月14日公表)	新
3	2-2 外構計画 緑化計画 みどり環境局と緑化協議を行う。	2-2 外構計画 緑化計画 (削除)

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等の新旧対照表（2月28日先行公表分）

資料名：要求水準書（案）【入居者移転支援編】

頁 (旧)	旧 (令和7年1月14日公表)	新
2	2（1）ア 仮移転支援業務 ・入居者移転支援業務の開始から、全ての移転支援対象者の移転または完了するまで	2（1）ア 仮移転支援業務 ・入居者移転支援業務の開始から、全ての移転支援対象者の本移転、住替え移転または退去が完了するまで
16	5（4）イ(ウ)仮移転先の調整の関連書類 表中「個別相談会日時決定通知」の「手順」 ②説明会の実施2週間前を目安に配付する。	5（4）イ(ウ)仮移転先の調整の関連書類 表中「個別相談会日時決定通知」の「手順」 ②個別相談会の実施2週間前を目安に配付する。
25	6（4）ア(ウ)仮決定への意見聴取 この場合、市は、市は修正が	6（4）ア(ウ)仮決定への意見聴取 この場合、市は修正が
34	7（4）ア(イ)退去の調整の関連書類 表中「個別相談会日時決定通知」の「手順」 ②説明会の実施2週間前を目安に配付する。	7（4）ア(イ)退去の調整の関連書類 表中「個別相談会日時決定通知」の「手順」 ②個別相談会の実施2週間前を目安に配付する。

資料名：落札者決定基準

頁 (旧)	旧 (令和7年1月14日公表)	新
7	別紙1 2(1)②PFI事業の実施体制 ②構成員又は協力会社に不測の事態が生じた場合に対する、各業務に影響を及ぼさないような体制面の工夫等の提案が示されているか。	別紙1 2(1)②PFI事業の実施体制 ②構成企業に不測の事態が生じた場合に対する、各業務に影響を及ぼさないような体制面の工夫等の提案が示されているか。

資料名：様式集

頁 (旧)	旧 (令和7年1月14日公表)	新
13	様式3-3 【留意事項等】 4 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。	様式3-3 【留意事項等】 4 <u>設計企業、建設企業、工事監理企業、入居者移転支援業務企業のいずれにも該当しない構成企業は、別紙として、当該の構成企業の入札参加者としての役割やこれに関連する実績等の説明資料を添付すること。別紙は任意様式とするが、以下の要領に従うこと。</u> ① 表題は「設計・建設・工事監理・入居者移転支援以外の業務を担当する構成企業に関する補足資料」とする。 ② 対象となる構成企業ごとに、1社について2分の1枚以下で簡潔に説明する。 ③ その他「第2 入札関係書類記載要領」に準ずる。 5 提出に当たっては、この留意事項等を削除すること。
16	様式3-6 【留意事項等】 2 上記資格等を証明できる資料を様式3-13に添付して提出すること。	様式3-6 【留意事項等】 2 <u>入札説明書「3.1.2(2) a 設計企業」に対応する上記資格等を証明できる資料を様式3-13に添付して提出すること。</u>
18	様式3-8 【留意事項等】 2 上記資格等を証明できる資料を様式3-13に添付して提出すること。	様式3-8 【留意事項等】 2 <u>入札説明書「3.1.2(2) c 工事監理企業」に対応する上記資格等を証明できる資料を様式3-13に添付して提出すること。</u>

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等の新旧対照表（2月28日先行公表分）

42	様式7-3-1 記載内容 ② ② <u>構成員又は協力会社</u> に不測の事態が生じた場合に対する、各業務に影響を及ぼさないような体制面の工夫等の提案	様式7-3-1 記載内容 ② ② <u>構成企業</u> に不測の事態が生じた場合に対する、各業務に影響を及ぼさないような体制面の工夫等の提案
----	--	---

資料名：基本協定書（案）

頁 (旧)	旧 (令和7年1月14日公表)	新
3	(構成企業の連帯責任) 第5条第1項 第5条 <u>各構成企業</u> は、落札者が市に対して負担する一切の債務につき、連帯して当該債務を負担する。	(構成企業の連帯責任 <u>及び代表企業の責任</u>) 第5条第1項 第6条 <u>建設企業</u> は、落札者が市に対して負担する一切の債務につき、連帯して当該債務を負担する。
3	(構成企業の連帯責任) 第5条第2項 2 代表企業は、構成企業を統括し、各構成企業をして本業務のうち前条に基づき構成企業が担当する業務につき、法令、入札説明書等及び提案書類に従って誠実に履行させる義務を負う。	(構成企業の連帯責任 <u>及び代表企業の責任</u>) 第5条第2項 2 代表企業は、構成企業を統括し、各構成企業をして本業務のうち前条に基づき構成企業が担当する業務につき、法令、入札説明書等及び提案書類に従って誠実に履行させる <u>よう努めるものとする</u> 。
3	(構成企業の連帯責任) 第5条第3項 3 <u>各構成企業は、事業契約で規定する構成企業の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとし、事業契約で規定する各業務を担当する構成企業(ただし、代表企業を除く。)による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、他の構成企業が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。</u>	(構成企業の連帯責任 <u>及び代表企業の責任</u>) 第5条第3項 <u>(削除)</u>
3	(構成企業の連帯責任) 第5条第4項 4 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき市に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任(履行保証責任を含む。)を負い、工事監理企業、建設企業、入居者移転支援業務企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。	(構成企業の連帯責任 <u>及び代表企業の責任</u>) 第5条第3項 3 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が <u>本事業において</u> 市に対し負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任(履行保証責任を含む。)を負い、工事監理企業、建設企業、入居者移転支援業務企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。
3	(構成企業の連帯責任) 第5条第5項 5 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他において、別途、構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。	(構成企業の連帯責任 <u>及び代表企業の責任</u>) 第5条第4項 4 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他において、別途、構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等の新旧対照表（2月28日先行公表分）

資料名：事業契約書（案）

頁 (旧)	旧 (令和7年1月14日公表)	新
16	<p>第33条の2（入居者移転業務に係る対価の支払い）第3項 3 市は、入居者移転業務に係る対価のうち、前項第4号及び第5号に規定する費用について、入居者の本移転が完了し、市が本移転完了確認書をPFI事業者に交付し、PFI事業者から市の定める様式による請求書の提出を受けた日から30日以内にPFI事業者へ支払うものとする。</p>	<p>第33条の2（入居者移転業務に係る対価の支払い）第3項 3 市は、入居者移転業務に係る対価のうち、<u>第1項</u>第4号及び第5号に規定する費用について、入居者の本移転が完了し、市が本移転完了確認書をPFI事業者に交付し、PFI事業者から市の定める様式による請求書の提出を受けた日から30日以内にPFI事業者へ支払うものとする。</p>
27	<p>第57条（法令変更による追加費用）第2項 2 本契約の締結後に行われた法令変更により追加費用が生じる場合で、本事業のうち市営住宅等整備業務又は入居者移転支援業務に直接関係する法令変更の場合は、市が負担し、それ以外の法令変更の場合はPFI事業者が追加費用を負担しなければならない。また、本契約の締結後に行われた消費税及び地方消費税の変更に関する法令変更（税率の変更を含む。）により、市がPFI事業者へ支払うべき金員に課される消費税及び地方消費税の額が変更される場合は、その変更に伴う追加費用は市が負担する。</p>	<p>第57条（法令変更による追加費用）第2項 2 本契約の締結後に行われた法令変更により追加費用が生じる場合で、本事業のうち市営住宅等整備業務又は入居者移転支援業務に直接関係する法令変更の場合は、市が負担し、それ以外の法令変更の場合はPFI事業者が追加費用を負担しなければならない。<u>本契約の締結後に行われた法令変更により費用の減少が生じる場合で、本事業のうち市営住宅等整備業務又は入居者移転支援業務に直接関係する法令変更の場合は、市は事業者へ支払う対価を減額する。</u>また、本契約の締結後に行われた消費税及び地方消費税の変更に関する法令変更（税率の変更を含む。）により、市がPFI事業者へ支払うべき金員に課される消費税及び地方消費税の額が変更される場合は、その変更に伴う追加費用は市が負担し、<u>変更に伴い費用の減少が生じるときは、市は事業者へ支払う対価を減額する。</u></p>